



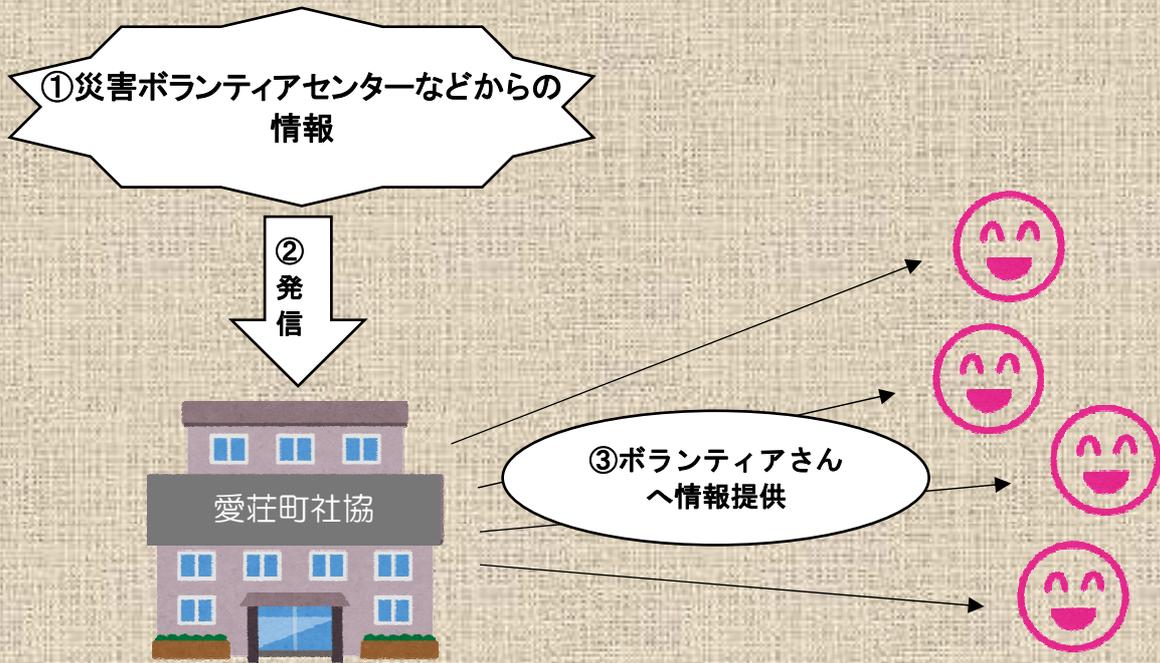
愛荘町ボランティアだより NO. 2

朝夕冷え込む季節になりましたが、お元気にお過ごしでしょうか。
平素は、ボランティア活動にご支援ご協力をいただきありがとうございます。
愛荘町ボランティアセンターからのお知らせです！

◎災害支援ボランティア登録募集！

近年、全国各地で災害が起こっています。万が一に備えて、災害支援ボランティアの登録者を募集しています。ご登録いただいた方々には、災害支援活動等の情報提供をさせていただきます。

★情報提供の流れ



◎お問い合わせ先

愛荘町ボランティアセンター（愛荘町社会福祉協議会）

住 所：愛荘町市731 福祉センター愛の郷

TEL：0749-42-7170 FAX：0749-42-7178

◎「いきいき見守り訪問事業」

協賛品を募集しています！

愛荘町社会福祉協議会では、今年度から「いきいき見守り訪問事業」として、地域の一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を見守り協力員が訪問しています。

訪問時に見守り協力員が持参するプレゼントとして、協賛品を募集しています。

★数量の規定はありません。お気持ちで結構です。

★サークルさん、団体さん、個人さんも結構です。

★希望に応じて、品物に提供者さんのお名前を添付させていただきます。

また、「社協あいしょう」にも掲載します。

詳細は、愛荘町社会福祉協議会（愛知川事務所）までお問い合わせください
いり



◎ボランティア保険Q & A

愛荘町ボランティアセンターでは、ボランティア活動中に万が一事故が起こったときのために、ボランティア保険に加入いただいております。



補償の対象となる「ケガ」とはどのようなものですか？

急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。

「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

「偶然」とは、原因または結果の発生を予知できない状態をいいます。

「外来」とは、発生の原因が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることを言います。

これらの要件を欠くケガとしては、「靴ずれ」「しもやけ」「長期間のストレス

ボランティア活動に向かう途中、ボランティア自身が自動車を運転し、事故を起こしてしまった場合、ボランティア活動保険で補償の対象となりますか？

ボランティア自身のケガは補償の対象になりますが、賠償責任やボランティア自身以外の方のケガは補償の対象になりません。

また、ボランティア活動保険では、自動車の修理代などは対象になりません。



ボランティア保険に関するお問い合わせは、
愛荘町社会福祉協議会（愛荘町ボランティアセンター）までお願いします。